

イランおよびペルシャ湾/アラビア湾における戦争危険に関する解除通知

UK P&Iクラブは、用船者責任、国際グループ・プール対象外の拡張および付帯カバー、固定保険料ベースのP&Iカバーを含む（ただしこれに限らない）、相互加入以外のすべての戦争危険について、グリニッジ標準時2026年2月28日（土）0時より、戦争危険に関する72時間事前解除通知を発し、当該通知がグリニッジ標準時2026年3月3日（火）0時をもって発効することをメンバーの皆様にお知らせいたします。

影響を受けるブローカーおよび直接加入のメンバーの皆様または被保険者には、本サーキュラーの発行に先立ち通知を送付しました。

一定の制限および条件を前提として、クラブによる復活担保が利用可能であり、メンバーの皆様はクラブ担当者までご連絡のうえご手配ください。

この解除通知は、国際グループのGroup Excess P&I 戦争危険カバー および Group PLR 戦争危険カバーを含むP&Iの相互加入には適用されません。

解除通知の全文は以下のとおりです。

「下記の変更を適用する解除通知（Notice of Cancellation、以下「通知」）を、本日2026年2月28日（土）付で、グリニッジ標準時2026年3月3日（火）0時より発することとする。本通知により、用船者責任、国際グループ・プール対象外の拡張および付帯カバー、固定保険料ベースのP&Iカバーを含む（ただしこれに限定されない）、相互加入以外のすべての戦争危険について、次の通りてん補範囲を変更する。

本通知を発した時点で、各メンバーのてん補条件（Charterers Terms and Conditions 2025および2026を含むがこれに限らない）に、当該通知に反するものが含まれるにもかかわらず、グリニッジ標準時2026年3月3日（火）0時より発効する戦争危険カバーは、以下の危険の一つもしくは複数に起因または関連して生じる責任、損失、損害、費用を除外する。

1. 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争又は交戦国によりもしくは交戦国に対して行われた敵対行為
2. 捕獲、だ捕、拘束、抑止又は抑留およびこれらの結果又はこれらに対する企図の結果
3. 遺棄された機雷、魚雷、爆弾、その他の遺棄された戦争兵器
4. ストライキ、ロックアウトされた労働者、または労働騒乱、暴動もしくは内乱に参加している者

5. テロリズム又は悪意をもって行動する者、または政治的動機から行動する者
6. 没収、国有化、収用、剥奪または徴発

上記について、これら責任、損失、損害、費用が以下に特記した水域において発生する場合とする。

- イランおよびイラン領海（沿岸から12海里までの沿岸水域を含む）
- 以下定義で定めるペルシャ湾/アラビア湾およびその隣接水域

定義：

ペルシャ湾/アラビア湾およびその隣接水域とは、オマーン湾およびアルハッド岬沖のオマーン領海限界線（北緯22度42.5分、東経59度54.5分）から北東方向にイラン・パキスタン国境（北緯25度10.5分、東経61度37.5分）に至る線以西の水域が含まれる。

本通知は、被保険者/共同被保険者であるすべての個人または法人に適用されるものとします。

本通知は、本件に該当する保険カバーに関する、あらゆる個別メンバーの加入条件に規定された72時間以内通知要件に従い、当クラブを代表して行われるものです。」

UK P&Iクラブ日本支店 記